

長崎県後期高齢者医療広域連合議会公印規程

平成19年2月2日 議会訓令第1号

平成19年3月30日 議会訓令第2号

(趣旨)

第1条 長崎県後期高齢者医療広域連合議会の公印については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において公印とは、公文書に使用する議会印をいう。

(公印の名称、ひな形等)

第3条 公印の名称、形状、大きさ、書体、用途、管理者及び個数は、別表のとおりとする。

(公印の管理者)

第4条 公印の保管は、管理者が責任をもって行わなければならない。

(公印台帳)

第5条 公印を登録し、これを整理するため、総務課に公印台帳(別記様式)を備える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

名称	ひな形	形状	大きさ (ミリメートル)	書体	用途	管理者	個数
広域連合 議会印	1	正方形	36	れい書	議会名をもって する文書	総務課長	1
	1	正方形	24	れい書			1
広域連合 議会議長印	2	正方形	24	れい書	議長名をもって する文書	総務課長	1
広域連合議会 副議長印	3	正方形	24	れい書	副議長名をもっ てする文書	総務課長	1
広域連合議会 仮議長印	4	正方形	24	れい書	仮議長名をもっ てする文書	総務課長	1
広域連合議会 運営委員長印	5	正方形	24	れい書	議会運営委員会 委員長の名をも ってする文書	総務課長	1
広域連合議会 特別委員長印	6	正方形	24	れい書	特別委員会委員 長の名をもって する文書	総務課長	1

1

長	崎	県	
後	期	高	齢
者	医	療	
広	域	連	合
議	会		印

2

長	崎	県	
後	期	高	齢
者	医	療	広
域	連	合	議
会	議	長	印

3

長	崎	県	後
期	高	齢	者
医	療	広	域
連	合	議	会
副	議	長	印

4

長	崎	県	後
期	高	齢	者
医	療	広	域
連	合	議	会
仮	議	長	印

5

長	崎	県	後
期	高	齢	者
医	療	広	域
合	議	会	運
委	員	長	印

6

長	崎	県	後
期	高	齢	者
医	療	広	域
合	議	会	特
委	員	長	別
			印